

スーパーバンクと銀行の経済権力

相 沢 幸 悦

一、三菱銀行と東京銀行の合併

都市銀行上位の三菱銀行と外国為替専門銀行の東京銀行は、三月二八日、対等合併することで基本合意に達したと発表した。合併は、来年四月の見込みである。これによって、資金量で第二位となる第一勧業銀行をはるかに追い越し、資金量という点からみれば世界のトップバンクに躍り出ることになる。

一九九二年に施行された「金融制度改革法（合

併転換法）」では、外国為替専門銀行が合併によって普通銀行に転換できることになった。それは、普通銀行も国際金融業務を拡大させてきたと同時に、金融自由化が進んでいる現在、外国為替専門銀行の存在意義が急激に失われてきていることに対応したものである。その際、東京銀行が普通銀行に転換するという選択も可能であった。しかし、東京銀行は合併の道を選びスーパーバンクを目指すことになった。

戦後、構築された金融制度の枠組が実情にそぐわなくなってきた現在、この合併を契機とし

て、金融再編が急激に進むことになるであろう。これが、不良債権を抱えて経営危機に陥った金融機関の後ろ向きな合併・買収ではなく、不良債権が比較的少ないといわれている銀行が国際競争力強化のために、再編していくものだからである。

二、新銀行の業務拡大

国内銀行部門に強い三菱銀行と国際業務部門に強い東京銀行の合併は、単に規模が拡大するという意味でのスーパージョイントの成立ではない。ドイツ銀行のヒルマール・コパー取締役会代表は、この国際部門と国内部門の統合と相互補完に、今回の合併の意義を認めている（「フランクフルター・アルゲマイネ」一九九五年三月三〇日）。実は、典型的なユニバーサル・バンクとして国内で圧倒的な経済権力を持つドイツ銀行も、国際業務部門

は比較的弱く、イギリスのモルガン・グレンフェルの買収などによって国際業務を強化中である（ドイツ銀行の実態について、詳しくは、拙著「ドイツ銀行」日本経済新聞社、一九九四年、を参照されたい）。

さらに、三菱銀行は、他の都市銀行にない業務を手に入れることができる。金融債の発行と売買である。「金融制度改革法（合併転換法）」では、外国為替銀行が合併によって普通銀行になったとしても、「当分の間」は金融債の発行ができるとされた。そこで、大蔵省は、合併新銀行に対して金融債の発行を一〇年間は認める意向である。しかし、金融債の販売は、旧東京銀行の本支店に限定される見込みである。

三菱銀行は、従来から、着々と金融業務の拡大を図ってきた。そのひとつは、日本信託銀行の子会社化である。

一九九四年一〇月、三菱銀行の調査によって、日本信託銀行の回収が困難な不良債権額は五〇〇億円にも上り、これを決算処理すると二〇〇〇億円程度の損失が発生することが明らかになった。そのため、三菱銀行は、日本信託銀行を信託子会社として再建することになった。三菱銀行は、日本信託銀行の第三者割当て増資を引き受けて二〇〇〇億円を投入した。

金融制度改革が本格的に開始されようとしている矢先に、都市銀行がフルラインの信託業務を行う信託銀行を子会社とすることの意義は大きかった。

もうひとつは、証券業務に本格的に参入する第一歩が踏み出されたことである。

一九九四年七月にまず、都市銀行が証券業務に本格的に参入する第一段階として、あさひ銀行の証券子会社が業務を開始した。一月には、第一

勧業銀行、さくら銀行、三菱銀行、富士銀行、住友銀行、三和銀行の都市銀行上位六行の証券子会社が業務を開始した。三菱銀行は、三菱ダイヤモンド証券を設立した。

このように、新銀行は、強力な国内銀行部門と国際金融部門を抱え、傘下にフルラインの信託業務を行う日本信託銀行、証券子会社である三菱ダイヤモンド証券をおき、従来の我が国にはなかった銀行に生まれ変わることになる。

今回の合併によって誕生する新銀行は、金融業務の質を高める努力をすべきであって、規模が大きく世界一になったからといって、無理矢理、業務を拡大するということは回避すべきである。拙著「ドイツ銀行」でも詳しく明らかにしたように、世界の大銀行の趨勢は銀行業務の質を高めるということだからである。

三、金融業務の質的向上の必要性

銀行の巨大化、スーパーバンクの設立は世界的な流れであるという主張がある。しかし、「大艦巨砲主義」は時代錯誤もはなだしく、誤りである。

世界の銀行の資産規模では上位一〇行のほとんどは我が国の銀行であるが、それに対抗すべく、外国の銀行がスーパーバンクを目指した例は寡聞にして知らない。アメリカで一九八〇年代後半、不良債権の処理に悩む銀行がリストラの一環として合併を行った例はある。ケミカル銀行とマニユファクチュラーズ・ハノーバー銀行、バンカメリカによるセバック銀行の買収、積極的な買収によってアメリカ第三位の銀行となったネーションズ・バンクなどである。しかし、これは、リストラ

として行われたものであって、国際競争力を強化し、世界市場で張り合おうとするものではなかった。

国際金融誌「ユーロマネー」は、一九九四年八月号で利益率、格付け、アナリストの評価などを総合的に判断した世界の銀行ベスト一〇〇行を取り上げたが、我が国の銀行は六九位に三和銀行、七九位に静岡銀行が入っているだけである。現状の我が国の銀行の業務の質があまり高くないということを如実に表わすものであろう。

世界の銀行が目指しているのは、質の高い銀行である。したがって、規模という点を別にすれば、国内業務と国際業務の相互補完的拡大が可能となるとところに今回の合併、すなわち普通銀行と外国為替専門銀行の合併の意義がある。

三菱銀行は、現在、資金量では都市銀行上位六行では六位と最下位である。そこで、規模拡大を

目指したのかもしれない。しかし、三菱銀行は、我が国でも有数の企業集団である三菱グループの中心に位置している。この三菱グループは、ドイツ最大のコンツェルンであるダイムラー・ベンツ・コンツェルンと提携している企業集団でもある。したがって、ほかの都市銀行ほどは「企業の銀行離れ」がなく、貸出先をもとめて不動産業への貸出をむりやり拡大する必要もなかった。その結果、公表不良債権は都市銀行の中でもっとも少ない（貸出し金に占める不良債権の比率は一・八〇％で都市銀行平均の三・二七％を大きく下回っている）。

アメリカの銀行が「衰退産業」となった根拠のひとつは、銀行が企業の株式を一切保有することができず、企業との連繋が希薄になったことによるものであるという見解もある（H・J・ロビンソン、相沢幸悦監訳「バンキング・ケイレッツ」中

央経済社、一九九五年）。もちろん、ドイツのように銀行の持株に基本的に制限がないのは、銀行の支配力を高めるので、我が国のように五％という制限が適当なのかもしれない。

銀行業務の質を高めるという場合、ドイツ銀行をひとつの理想形として、その銀行形態であるユニバーサル・バンク制度に移行すべきであるという見解は正しいであろうか。

四、純粹持株会社の経済的意義

今後の金融制度改革の方向として、その長所は魅力的ではあるが、それ以上に深刻な諸問題を内包しているユニバーサル・バンク方式ではなく、「独占禁止法」に抵触するという問題があり採用は難しいと言われているものの、経済的合理性では改革五方式の中で相対的にすぐれた、金融持株

会社方式を真剣に検討すべき時期にきている。

持株会社方式が我が国で採用できない最大の根拠は、「独占禁止法」第九条で持株会社の設立が禁止されていることである。しかし、政府の「規制緩和五カ年計画」では、持株会社について検討を開始し、三年以内に結論を得るとされている。「独占禁止法」第九条で禁止されている純粋持株会社解禁の可能性が出てきている。

ところで、ドイツには、純粋持株会社の設立を禁止する法規制は存在しない。しかし、ユニバーサル・バンク制度をとるので、アメリカのような銀行持株会社は存在しない。純粋持株会社を設立して業務拡大をはかっている事例としては、保険会社とダイムラー・ベンツのケースがある。

保険会社は、「保険業法」によって、その本体で生損保の兼営や他業を経営することが禁止されている。しかし、持株会社を設立して、その傘下に

生命保険会社、損害保険会社、そして、銀行をおさめることは禁止されていない。したがって、例えば、アリアンス保険は、持株会社であるアリアンス・ホールディングを設立して業務拡大をはかっている（詳しくは、拙著「アルフィナンツ金融革命」同文館、一九九四年、を参照されたい）。おそらく、銀行の証券業務兼営が法律で禁止されていたとすれば、銀行も持株会社を設立して金融業務拡大を行ったものと思われる。

ダイムラー・ベンツは、自動車産業から航空・宇宙・軍事企業に生まれ変わるべく、一九八〇年代後半に電機企業であるAEGや航空・軍事企業であるメッサーシュミットの買収など積極的なM&Aを展開した。そして、自動車部門のメルセデス・ベンツの他、買収諸企業を傘下におさめる純粋持株会社としてダイムラー・ベンツを設立した。しかし、「冷戦」が終結するとともに、路線転換を

はかり総合交通・インフラ企業への再編をはかってきた。この再編は、純粹持株会社が設立されたことによって、傘下の企業の整理統合がやりやすくなり、きわめて効率的に行うことが可能であった。

我が国でも、金融制度改革という観点からだけでなく、産業再編を効率的に行う方法として純粹持株会社を認めるべき時期にきているようである。公正取引委員会の危惧は、純粹持株会社の解禁によって経済力の過度集中が進むということにある。ドイツでは、とくに銀行への経済力の過度集中、すなわち銀行の経済権力 (Macht der Banken) が常に問題とされているが、しかし、これが純粹持株会社によるものであるという議論は一切存在しない。

五、ドイツでの銀行の経済権力 批判

ドイツにおいて銀行の企業「支配力」が強いのは、ユニバーサル・バンクである銀行が、企業に対してあらゆる金融サービスを提供することができきるからであって、資金需要があるかぎり、企業は銀行の金融ネットワークから逃れることができないからである。この銀行制度自体を改革すべきであるという議論は一九七〇年代に活発に行われたが、その必要はないし混乱も招くとして見送られた。

ここで、企業が銀行の金融ネットワークから逃れられないといっても、取引銀行を変更することは可能であるから、銀行の企業「支配力」が強くなることはないという議論も成り立つかもしれない。

ない。しかし、ドイツでは、そう簡単に取引銀行を変更できないシステムができてきている。一般的には、取引銀行を変更するのは、審査のやり直しや取引書類の新規作成、口座の変更などなどが必要であるとともに、ドイツ独特の制度により、企業はより緊密に銀行に結びつけられているのでかなり大変である。

①資本参加。ドイツの「信用制度法」では、金融機関の企業への投資は、その合計が保証自己資本（株式会社の場合、払込済資本金から自己株式または持分の額を控除したものと積立金の合計）を超えてはならないという規定があるだけである。

大銀行は、ユニバーサル・バンクとして多様な金融業務を営むことが可能であるが、同時に、さまざまな金融機関に資本参加を行って、さらに幅広い金融業務を行っている。また、大銀行は、多

くの事業会社にも資本参加を行っている。

②寄託株式議決権代理行使。ドイツで大銀行の経済権力が強いといわれる根拠のひとつに、大銀行による寄託株式議決権代理行使がある。

我が国では、株式の議決権の代理行使は会社側に委任される。それに対して、ドイツでは、「株式法」第一三五条で「金融機関は、書面で代理権が授与されている場合に限り、自己に所属しない無記名株式のための議決権を行使し、または行使せしめることを許される」と規定されている。これが可能であるのは、ドイツの多くの株主は、無記名株を銀行を通じて売買しそれを銀行に寄託しているの、寄託株式についての議決権の代理行使を通常銀行に委任することが多いからである。

③監査役の派遣。ドイツの銀行と企業の人的結合は、通常、監査役の派遣という形で行われる。監査役会の職務は、業務執行の監視、業務内容お

および資料の閲覧・検査、株主総会の召集（「株式法」第一条）などであるが、その他に、取締役の選任・解任権、取締役社長の指名・解任権（同八四条）という強力な権限を持っている。大銀行は、ドイツを代表する大企業に監査役を派遣し、その人事に大きな影響力を行使すると同時に、重要な企業情報をいち早く入手することが可能となっている。

このような諸手段により、銀行は大きな経済権力を保持しているが、野党の社会民主党は、一九九五年初頭、銀行の経済権力削減のための提案を行った。それは、次のとおりである。

① 銀行や保険会社の他企業の株式所有を五％に制限する。ほとんど大銀行の子会社となっている投資信託委託会社への資本参加も原則として禁止する。五％以上の株式所有が例外として認められるのは、企業の再建の場合やリスク・ファイナン

スだけである。

② 銀行は委託者のために寄託株式の議決権を代理行使してないので、この制度を廃止し、公認会計士や特に資格のある人々による独立した専門的な株主代理機関による代理行使に変更する。

③ 監査役の兼任数を現状の一〇社から五社に制限する。その際、監査役会会長は二社にカウントする（会長は監査役会の決議で可決同数の場合、もう一票投ずることができるなど重要な役割を果たしている）。さらに、公認会計士の責任の強化と一企業との契約期間を五年以下に制限する。

このような社会民主党の提案がどこまで具体化するかは不明であるが、法務省は、①専門的議論を可能とするために監査役の数を現状の二〇から一〇前後に縮小する、②監査役兼任のなんらかの制限と会合の回数を現状の四半期に一度からふやす、③競争制限を排除するために、競合する企業

に同一の監査役が入ることを排除できるようにする、④株主代表訴訟の提起は現状の資本金の一〇％以上の同意から額面額一〇〇万マルクを代表する場合に可能となるようにする、⑤監査役会の決算監査の機能を強化する、などの方向で検討中であるという。

(あいざわ こうえつ・当研究所主任研究員)